

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案要綱

第一 予防接種法の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例

1 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。 (附則第七条第一項関係)

2 1の場合において、市町村長が行う予防接種を予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用するものとする。 (附則第七条第二項関係)

3 2の場合において、市町村が支弁する予防接種を行うために要する費用は、国が負担するものとする。 (附則第七条第三項関係)

4 2の場合において、予防接種法第八条又は第九条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の

状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができるものとする。 (附則第

七条第四項関係)

二 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン製造販売業者等との損失補償契約

政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとする。 (附則第八条関係)

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 検疫法の一部改正

一 政令で定める感染症の種類の特定の期間の延長

外国に検疫感染症以外の感染症（新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について検疫法の規定を準用することができることとされているところ、当該政令で定められた期間について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとする。 （第三十四条関係）

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則第三条から第六条まで関係）